

【取扱い厳重注意】

平成24年5月18日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀

平成24年5月16日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全委員会事務局総務課長 水間 英城

2 聴取日時

平成24年5月16日午後4時20分頃から同日午後4時55分頃まで

3 聴取場所

内閣府4号館1212会議室

4 聴取者

高嶋 智光 参事官

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

安全委員会による事故対応について  
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い嚴重注意】

別紙

- 安全委員会は、今回の事故対応において、班目委員長の指示のもと、法律の建付けよりも迅速性を優先して、臨機応変に対応したため、合議制の組織であったがために意思決定が遅れたというような問題は生じなかった。また、私個人としては、3月12日夕方まで出張先から帰れずにいたので、委員会としての決定を経ずに種々の決定等が行われている状況について、それほど違和感はなかった。官邸において班目委員長が独自の判断で菅総理に助言を行ったこともあったが、委員長は原子炉の専門家であり、事象の把握やその場の判断について、これ以上適任の者がいたとは考えていない。
- 原災本部長が発出する公示案等については、官邸で決定されたため、事前に安全委員会の議決にかけることはできなかった。今回の事故対応においては、班目委員長や久木田委員長代理が主に官邸での対応に当たり、残りの3名の委員は、安全委員会が置かれている内閣府4号館において、他省庁等から五月雨式に接到する助言要請に対応した。避難区域の変更については、官邸において、班目委員長が菅総理からの諮問に口頭で回答し、4号館に戻る都度、事後的に他の委員等に情報共有していた。
- 緊急時の対応においては、迅速性を重視して安全委員長に専決権を付与すべきとの議論もあり得ようが、発生した事故の性質がその時の委員長の専門分野と異なる場合には、その委員長は独力で総理等からの諮問に回答することは困難であろう。合議制であっても誤った判断をなし得るが、一般論としては、合議制の方が間違いを防止しやすいと考えている。緊急時の迅速性を重視するのであれば、細かく場合分けした想定に基づいて特定の立場の人物に専決権を与えることもあり得ようが、合議制を維持するのであれば、(極論すれば全委員を官邸に常駐させるなど) いつでも全委員が集まれるような仕組みを作る必要がある。

以 上